

## 野木町建設工事請負契約における契約保証事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、野木町が発注する建設工事に係る契約保証の事務取扱について必要な事項を定めることにより、建設工事請負契約における契約保証事務の適正処理を図ることを目的とする。

### (契約保証の形態と提出書類)

第2条 建設工事請負契約における契約保証については、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）が500万円以上のものについて「金銭的保証」を付することを原則とし、落札者に対し、請負代金の10分の1以上の現金又はこれに代わるものを求めることとし、契約書の提出とともに、次の表の左欄に掲げる契約の保証形態に応じて、右欄に掲げる必要書類等を提出させるものとする。

契約の保証形態	必 要 書 類 等
契約保証金の納付	契約保証提出書及び現金
契約保証金の納付に代わる担保としての有価証券の提供	① 国債（利付き国債） 契約保証提出書 ② 地方債 ③ 小切手（銀行振り出し等）
銀行等の保証	契約保証提出書及び銀行等が交付する保証書

保証事業会社の保証	保証事業会社が交付する保証書
公共工事履行保証証券	保険会社が交付する公共工事履行保証証券
履行保証保険契約	保険会社が交付する履行保証保険証券 (定額てん補特約付)

- 2 当該建設工事が町議会の議決案件（予定価格5,000万円以上）のもの、又はイベントに供する施設等で供用開始日に制限のある「工期厳守」の場合については「金銭的保証」を付することを原則とし、その保証割合を請負代金の10分の3以上とする。
- 3 公益社団法人、公益財団法人及び特別法により設立された特殊法人との随意契約については契約保証を免除する。

(契約保証の提出日)

第3条 前条第1項及び第2項において規定する契約保証に係る必要書類の提出日は、落札決定通知日の翌日から7日以内（町の休日は算入しない。）とする。

(事務処理)

第4条 建設工事請負契約締結時における契約保証事務、契約変更に伴う契約保証変更事務及び工事完成に伴う契約保証金等の還付事務等については、別紙に示すものにより行うものとする。

(その他)

第5条 この要領は、工事に関する設計、調査、測量等の業務について準用する。なお、この場合における契約保証については、契約金額が300万円以

上のものについて付することとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年11月1日から適用する。
- 2 野木町建設工事等請負契約における契約保証事務処理要領（平成9年野木町告示第30-2号）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。